

研究ノート

保護貿易理論にかんする若干の覚書（Ⅱ）

山 本 繁 綽

ま え が き

前稿(25)でわたくしは幼稚産業の場合とさまざまな市場の歪みの存在する場合について、そのような場合でも保護貿易政策とくに関税の設定は必ずしも有利でないことを明らかにした。ただ、前稿においては2国モデルではあるが、外国は他の世界各国全体からなり、したがって自国は国際市場において独占力を持たないと仮定してきた。かくて、商品の国際価格(交易条件)は自国にとって与件として取扱うことができた。

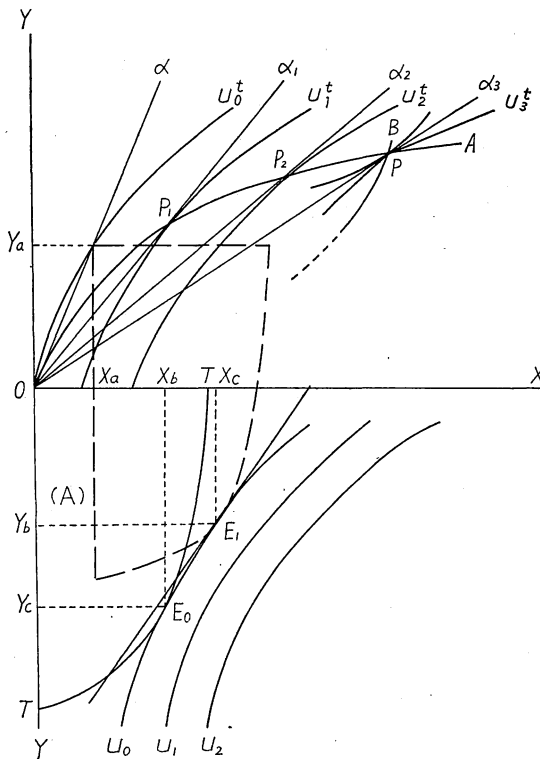
この稿ではともに独占力を持ち、相互に貿易する2国モデルを仮定することにしよう。いわゆる双方独占の場合である。このようなモデルにおいては商品の国際価格(交易条件)はもはや1国にとって与件ではなく、体系の内部で決定される内生変数となる。そして、分析用具として伝統的なオファー曲線(相互需要曲線、マーシャル曲線)を用いることができる。

保護に関してオファー曲線が適用されるは関税と交易条件、ストルパー・サムエルソン定理をめぐる関税と所得分配等の問題であり、国際経済学において古い歴史を持つものである。しかし、これらの論議はいずれも現在は最適関税論に吸収されたように思われる。以下の第1節ではそれ以後の分析の準備として関税の設定がオファー曲線をどのように変化させるかという問題を取扱う。第2節では関税と交易条件、第3節では関税と所得分配の問題をそれぞれ取扱う。最適関税論については次稿で取扱うことを予定している。小稿が特に目的とすることは関税が交易条件を改善させるか、また稀小資源価格を引上げることによって特定の集団に利益を与えることができるかどうかという問題である。前稿と同

様に関税政策が必ずしも妥当しない場合の存することが示されるであろう。後述するラーナー・ケース、メッター・ケースがそれである。ただ、小稿は私自身の知識の整理のためにとりまとめた文字通りの覚書であって、何だ新しい主張を含むものではない。この点を最初に断っておきたい。

1. 関税とオファー曲線の変化 (いくつかの予備的命題)

オファー曲線の導出 小稿では分析用具として総てオファー曲線を用いる。オファー曲線には大別して3つの導き方がある。マーシャル自身のもの¹⁾、ミードの貿易無差別曲線によるもの²⁾、およびジョンソンの所得分配曲線によるもの³⁾がそれである。以下の分析のための必要上、ミードの導出方法について極く簡単に説明しておこう⁴⁾。



第 1 図

いま、A国が X, Y 2財を生産する場合を考えよう。細部の仮定については前稿の仮定がそのまま用いられる。ただ、この場合は座標を第4象限にまで拡張して、そこにA国の社会的消費無差別曲線 U_1, U_2, \dots と変形曲線 TT とを描く。変形曲線の導出方法については同様に前稿⁵⁾を参照されたい。貿易開始前の生産および消費の均衡点 E がある消費無差別曲線 U_1 上に求められるであろう。さて、この U_1 上に変形曲線と両座標軸で囲まれた生産ブロック (A) を滑らすことによって、第1象限に原点 O の軌跡として1つの曲線が描かれる。例えば、 E_0 が E_1 になるように生産ブロック (A) が移動するとしよう。A国は Y 財の Y_a, Y_b 量と X 財の X_a, X_c 量とを生産し、そのうち Y 財 O, Y_a 量を輸出し、それと交換に X 財 O, X_a 量を輸入することができる。そして、そのような交換はそのときの交易条件 (α_1 線の勾配) によってできるのである。以下においてA国にとって X 財は輸入財、Y 財は輸出財としよう。第1象限の横軸はA国の輸入量、縦軸はA国の輸出量を表わす。その U_0^f 曲線は貿易によって貿易開始前と同じ経済的厚生を達成することのできる、A国における輸出量と輸入量の組合せを示す。これをA国の貿易無差別曲線という。第4象限の消費無差別曲線が右上りの上に凸状の曲線であることから、貿易無差別曲線も同様に右上りの上に凸状の曲線である。同様に上位の消費無差別曲線 U_1, U_2, \dots に対応する貿易無差別曲線 U_1^f, U_2^f, \dots が描けるであろう。

次に、第1象限にさまざまな勾配を持つ交易条件線 $\alpha_1, \alpha_2, \dots$ をひくと、 $\alpha_1, \alpha_2, \dots$ はいずれかの貿易無差別曲線と接するであろう。その接点を P_1, P_2, \dots としよう。 P_1, P_2 は与えられた交易条件において最大の経済的厚生を達成する点である。それらの点は各交易条件線上において一番上位の貿易無差別曲線上にあるからである。これらの点 P_1, P_2, \dots の軌跡 A をオファー曲線という。このことからオファー曲線は1種の価格消費曲線であることは明らかであろう。

全く同様の操作によってB国のオファー曲線 B を描くことができる。これら両国のオファー曲線 A, B の交点が P であるとすれば、A国の輸出量でB国の輸入量、横軸座標はA国の輸入量でB国の輸出量を示し、両財の輸出入量が均衡していることを示す。また、 P における両国の交易条件線は共通である。かくて、 P は両国において輸出額イコール輸入額を示す貿易均衡点であり、 α 線の勾配は均衡交易条件(均衡国際価格比率)である。また、共通の交易条件を持つことから、 P 点において両国の貿易無差別曲線が接している。そして、そのような点は AB 両国のオファー曲線上には他にないであろう。 P はまた国際市場におけるパレート最適を示す点でもある。

このようにミードによるオファー曲線の導き方は国際均衡と国内均衡の対応関係を明快に示しているし、その背後にある貿易無差別曲線を通して厚生経済学的分析とも結びついている。以下において問題がないわけではないが、貿易無差別曲線をもって単純に経済的厚生あるいは貿易利益の指標と見做すことにしよう⁶⁾。

貿易政策の4つの手段 貿易に対する直接統制を別にすれば、1国の立場からは(1)輸入関税、(2)輸出関税、(3)輸入補助金、(4)輸出補助金の4つの保護貿易政策の手段が考えられるであろう。⁷⁾ それらはオファー曲線モデルにおいてどのように図示されるかを考えてみよう。

それに先立ち、これら4つの手段の違いは次のようにいうことができる。すなわち、輸入関税は輸入財の国内価格を国際価格より関税分だけ引上げ、輸出関税は輸出財の国際価格を国内価格より関税分だけ引上げる。逆に、輸入補助金は輸入財の国内価格を国際価格よりも補助金分だけ引下げ、輸出補助金は輸出財の国際価格を国内価格よりも補助金分だけ引下げる。いま X財を輸入財、Y財を輸出財としよう。また国内価格を π 、国際価格を P とし、輸入財輸出財を示すのにサブスクリプト x, y をつけて表わすことにしよう。関税率(従価税による)を t 、補助金率(従価補助金による)を s とすれば、次の定義関係式が成立するであろう。

$$\text{輸入関税} \cdots \cdots \cdots \pi x = (1+t)Px$$

$$\text{輸出関税} \cdots \cdots \cdots \pi y(1+t) = Py$$

$$\text{輸入補助金} \cdots \cdots \cdots \pi x = (1+s)Px$$

$$\text{輸出補助金} \cdots \cdots \cdots \pi(1+s) = Py$$

ところで、実物交換を示すオファー曲線モデルにおいては価格は総て実物表示の相対価格、すなわちその財の単位量と交換される他の財の量で表わされている。したがってY財の価格はX財の価格の逆数(逆もまた同様)である。この関係を導入して上の諸式をX財価格で統一して表わすと

$$\text{輸入関税および輸出関税} \cdots \cdots \cdots \pi x = (1+t)Px$$

$$\text{輸入補助金および輸出補助金} \cdots \cdots \cdots \pi x = (1-t')Px \quad \text{ただし} \quad t' = \frac{s}{1+s}$$

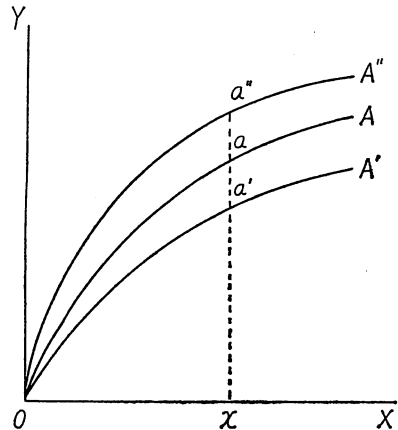
となり関税率あるいは補助金率が等しい限り輸入関税と輸出関税は全く同じ式に表わされることになり、輸入補助金と輸出補助金はこれまた同じ式に表わされることになる。しか

も補助金はマイナスの関税に等しいことが示される⁸⁾。したがってこれら4つの手段のどれか1つについて図示すれば、あとは容易に類推することができるであろう。そこで輸入関税の場合について考察することにしよう。

第2図においてA国の自由貿易時のオファー曲線A上の任意の点aから横軸に垂線をおろし、それが横軸と交わる点をxとしよう。線分ax上に1点a'をとれば、常に

$$ax = a'x + aa' = \left(1 + \frac{aa'}{a'x}\right)a'x$$

が成立する。もし、 $aa'/a'x$ が関税率 t に等しいとすれば、この式は先の輸入関税の場合の定義式とまさに同じものである。そして、輸入関税について考察したことは輸出関税についてもそのまま当嵌まる。先の関係式から明らかのように、関税率が同じであればオファー曲線のシフトの位置および形状は完全に同一である。補助金については関税の場合と逆であってオファー曲線を上方へシフトさせるが、補助金率が同じである限り輸入補助金輸出補助金とも同じである。第2図における



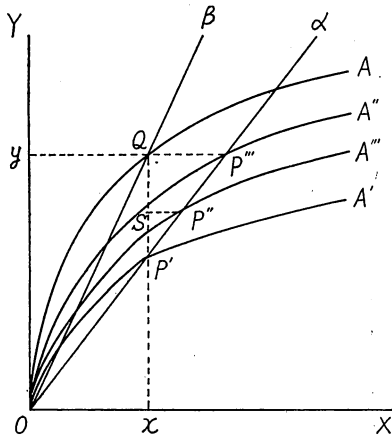
第2図

A'' 曲線は $aa''/a''x = t'$ （補助金率を変更したもの）となるよう補助金を給付した場合のオファー曲線である。

さて、これらいくつかの貿易政策の手段の中で最も重要かつ一般的なものはいうまでもなく輸入関税である。したがって以下では輸入関税の考察に限定することにしよう。そして、単に関税と呼ぶことにしよう。それ以外の手段についてもいま示したようにこのようなオファー曲線モデルにおいては同様に取扱うことができるのである。

関税収入の支出の問題

(1) 輸出財支出と輸入財支出⁹⁾、関税収入は政府の財政収入の1部であるが、総て輸出財に支出されるか、総て輸入財に支出されるか、あるいは1部輸出財1部輸入財に支出されるかのいずれかである。この支出の仕方の違いによってオファー曲線のシフトの状態が変わってくる。第3図において関税設定後国内価格と国際価格が乖離し、国内価格が β 線の勾配、国際価格が α 線の勾配で表わされるようになったとしよう。 α 線と β 線の勾配の差が関税率を表わす。



第 3 図

先ず、関税収入が全部輸出財に支出される場合は課税後の貿易均衡点は P' となり、オファー曲線は P' を通るように A' へとシフトする。その理由は次のように説明される。A国は $P'x$ のY財を輸出してそれと交換に ox のX財を輸入することになるが、国内的には ox のX財に対して Qx のY財が提供されるのであるから、 QP' だけY財の供給過剰ということになる。一方、この国は QP' のY財を買うことのできる関税収入（それがX財でえられたとしても）をえているのであるから、この関税収入が全部輸出財であるY財に支出

されるならば供給過剰は解消し、 P' は貿易均衡点となることのできる。いうまでもなく $QP'/P'x$ は関税率に等しい。したがって先の第2図に示されたようなオファー曲線のシフトは厳密にいうと関税収入が総て輸出財に支出される場合にかんするものである。

次に、関税収入が総て輸入財に支出される場合は貿易均衡点は P''' となり、オファー曲線は P''' を通過する A''' となるであろう。 QP' のY財は QP''' のX財といつでも国際市場で交換されることができ。したがって、 QP' の輸出財を買うことのできる関税収入は同じく QP''' の輸入財を買うことができるのである。要するに関税率が同じであれば輸出財に支出される関税収入を国際価格比率で輸入財に換算すればよいのである。

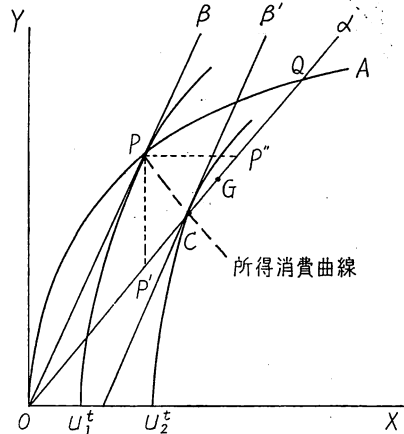
これら両極端の中間の場合、すなわち関税収入が1部分輸出財に1部分輸入財に支出される場合は、関税率が同じである限り貿易均衡点は $P'P'''$ 線上にくる。例えば $P'P'''$ 線上の P'' は輸出財で表わした関税収入を $QS/QP' : SP'/QP'$ の比率で輸出財と輸入財に分けて支出することを意味する。なぜなら SP' の輸出財 SP'' の輸入財といつでも交換されうるからである。かくて関税率が同じであれば関税収入中輸出財に支出される比率が多ければ多いほど貿易均衡点は P' に近付き、課税後のオファー曲線は A' に接近するであろう。逆に、輸入財に支出される割合が大きいと均衡点は P''' に近付き、オファー曲線は A''' に接近するであろう。このように関税の賦課はオファー曲線を下方へシフトさせるが、関税収入がどのように支出されるかにしたがってその程度が異ってくる。関税収入が輸出財に多く支出されるほど、もとのオファー曲線から遠く、輸入財に多く支出されるほどもとのオ

ファー曲線に近くシフトすることは直観的にも理解できることである。

(2) 政府支出ケースと民間支出ケース¹⁰⁾ 政府支出ケースとは政府が関税収入の総てを政府独自の選好基準によって支出し、民間部門の支出パターンに何だ影響を与えない場合をいう¹¹⁾。民間支出（再分配）ケースとは関税収入に等しい額が民間部門に補助金として与えられ、あるいはそれだけ減税され、要するに民間部門に再分配され、総て民間によって支出される場合をいう。両者の間の分析上の差異は関税収入の両財への支出比率が、政府支出ケースでは独立変数として取扱われるのに対し、民間支出ケースでは消費者需要の法則によって決定される体系の内生変数になるという点である。それは次のように図示される。

第4図において α 線の勾配は国際価格比率を示し、 β, β' 線の勾配は国内価格比率を示す。 G は政府支出ケースの均衡点、 C は民間支出ケースの均衡点で、課税後のオファー曲線はそれぞれ G, C 点を通るようにシフトする。

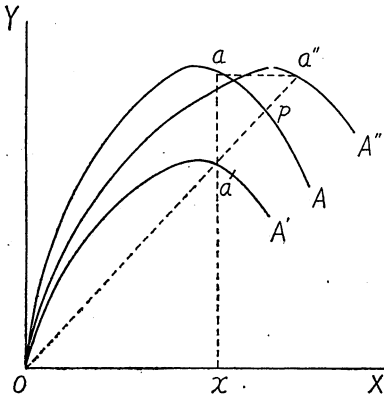
この G, C 点は次のようにして求められる。政府支出ケースにおいては、 G 点は国際価格を示す α 線上で政府のポリシーに従って任意に選ばれる。民間支出ケースの均衡点 C 点も α 線の範囲で購入できるから α 線上¹²⁾にあるけれども、民間の消費者が当面する価格は



第4図

国際価格ではなく国内価格であるから α 線上で β 線に平行な線が貿易無差別曲線と接する点である。そして C は P を通る所得消費曲線上にあることは明らかであろう。このように民間支出ケースでは課税後の均衡点が所得消費曲線上にあることから、たとえ輸出財が自国内で下級財であっても、均衡点は α 線上 Q 点より上にあることはなく、課税後のオファー曲線は課税前のオファー曲線より必ず下方に存在する。これに対して政府支出ケースでは、政府が恣意的に関税収入を支出するのであるから、輸出財の下級性が強い場合は課税後のオファー曲線が課税前のオファー曲線の逆に上方に位置する可能性も考えられる¹³⁾しかし、1国全体として下級財ということは極めて稀な場合であるから、以下そのような場合は除外して考えることにしよう。

輸入需要が非弾力的な場合 輸入需要が非弾力的な場合、すなわちその弾力性が1より



第 5 図

小さい場合はオファー曲線が右下りの勾配を持つ¹⁴⁾ことはよく知られている。

第5図においてAを自由貿易時のオファー曲線としよう。いま、関税率 $t = aa'/a'x$ の関税が設置され、しかも関税収入が総て輸出財に支出されるとすれば、課税後のオファー曲線は a' を通る A' となるであろう。これは輸入需要が弾力的な場合と同様である。しかし、関税収入が総て輸入財に支出される場合は課税後のオファー曲線は a'' を通る A'' となり、もとのオファー曲線Aの上にくる。したがって、関税収入が1部輸出財に1部輸入財

に支出される場合の均衡点は $a'a''$ 線上にあるであろう。政府支出ケースと民間支出ケースに分けてみると、政府支出ケースは恣意的になされるから問題がないが、民間支出ケースの均衡点は P を通る所得消費曲線上にあることから、 $a'a''$ 線上にあるが必ず P 点より左下になければならない。

以上考察してきたオファー曲線の分析における、関税収入が輸出財に支出される場合と輸入財に支出される場合の差異、政府支出ケースと民間支出ケースの差異、および輸入需要が弾力的な場合と非弾力的な場合の差異は以下の分析において常に採用されるものである。これで以下の分析のための準備は終了した。

- (1) Marshall [12], および [13] Appen. J.
- (2) Meade [15]
- (3) Johnson [6], および [7] Part I.
- (4) ミードの貿易無差別曲線については邦文の解説も多いからここでは極く簡単に紹介する。詳しくは、木村滋『国際経済学』1966年、ミネルヴァ書房、第3章第2節等参照。
- (5) 山本 [25] 190—191ページ
- (6) 貿易無差別曲線は社会的消費無差別曲線から導かれたものであるが、社会的無差別曲線においては補償の問題が解決されなければ厚生が増加あるいは貿易利益の増加を論じることができない。しかし、ここではこういった問題に立入ることを避ける。それは次稿において考察されるであろう。

- (7) このような貿易政策の4つの形態については Meade [5] Chap. VI による。
- (8) 輸入関税と輸出関税がオファー曲線を同一に変化させることは Lerner [11] pp. 125—126, が指摘した。
- (9) このところの説明は Metzler [19] による。
- (10) このように政府支出ケースと民間支出ケースに区別して分析しているのは天野[1], Bhagwati and Johnson [4], Metzler [20] である。それに対し Lerner [11] Baldwin [2] は政府支出ケースを, Johnson [7], Meade [15], Metzler [19] は民間支出ケースを仮定している。なお, ジョンソンは政府支出ケースを Independent Government Case, 民間支出ケースを Redistribution Case と呼んでいる。
- (11) 政府が恣意的に支出する政府支出ケースは, しかし, 関税政策の目標からいうとおかしいと思われる。関税政策は間接統制という点に特色を有すものであるが, 政府が直接輸出入に介すればそれはもはや直接統制であるからである。
- (12) 第4図において輸出財で表わされた PP' の関税収入は民間に再分配された場合 PP'' の輸入財は買えない。国内価格比率 (P' 点を通る β 線の勾配) で買わなければならないからである。しかし民間が輸入財を買う場合政府はそれによって付加的関税収入をえ, それがまた民間に再分配されるであろう。このような波及過程を総て考慮に入れるならば民間支出ケースといえども α 線の範囲内で両財を買うことができる。
- (13) このような場合を指摘したのは Baldwin [2] pp. 73—74 である。また, 次節のラーナー・ケース参照。
- (14) Marshall [13] pp. 337—338 の証明参照。またオファー曲線の弾力性の意味の一層立入った考察は R. W. Jones, "Stability Conditions in International Trade: A General Equilibrium Analysis." *International Economic Review*, Vol. II (May 1961) pp. 199—209. 参照。

2. 関税と交易条件

古典学派以来の考え方¹⁾ 関税が課税国の交易条件を改善させるならば, それは課税国にとって魅力であり, この問題に関して古典学派以来多くの人達によって論議がなされてきた。そしてメツラーも指摘している²⁾ように, 現代の関税理論が古典派の理論を一層精密化したものであるとしても, 根本原理については何だ変更していないということである。この意味において, 古典学派の代表的な考え方を振返ってみることは必要であると思

われる³⁾。

先ず、ミルは次のように述べている。すなわち、金本位制の下でイギリスとドイツが羅紗とリンネルの貿易を行なう場合を仮定し、「もし（イギリスが）リンネルに税を課したるが為に、些にてもリンネルの消費量を減少するならば、貿易の均衡は乱さるであろう。けだしこの税は我が税関にて徴収されるのであるから、イギリスの消費者は今までよりも高い代価を払ふのであるが、しかしドイツの輸出者の受取るところは従前と同じ価格である。随って、もし茲に購買量減少するあらんか、たとひ物品の代価として実際支払はるる金額は従前より大なるにせよ、イギリスからドイツの支払ふべき金額は従前より小であらう。この金額は最早ドイツからイギリスの羅紗代として支払うべき額より少い。随ってその差額をばドイツは正貨にて支払はねばならぬ。ここに於てか物価はドイツにて下落し、イギリスにて騰貴するであらう。リンネルはドイツ市場にて下落し、羅紗はイギリス市場にて騰貴するであらう。ドイツ人は羅紗を買ふにその価格従前より高く、しかもその貨幣所得従前より小であらう。然るにイギリス人はリンネルを一層廉価に購ひ得るであらう。すなはちリンネルの価格は、従前の価格を超ゆること税額より少く、また同時に、購買の資金は、貨幣所得の増加せしめ、増加するであらう。」⁴⁾そして、またいう。「1国の物品に他国が収入関税を課したるとき、その損失を免れんとせば1国は、これに対応して他国の物品に収入関税を課するのほかはない」⁵⁾と。このように古典学派の理論においては、貿易利益は全く価格効果によってのみ生じることになり、関税が課税国の交易条件を改善させるならば、それはとりもなおさずその国の経済的厚生を高めることになった。要するに交易条件の改善イコール貿易利益の増加、交易条件の悪化イコール貿易利益の減少と見做されていたのである。

マーシャルがミルの相互需要の理論を發展させオファー曲線によって2国の貿易の一般均衡を示したことは周知のとおりであるが、関税の効果に関してはそれほど興味ある分析を行なっていない。オファー曲線を導いた初期の『外国貿易の純粹理論⁶⁾』（1870年代）においては関税の効果を導入していないし、後の『貨幣、信用および貿易⁷⁾』（1923）においては関税についていくつかの章をあてているものの、関税の交易条件効果は課税国に有利に影響するものの両国の輸入需要の弾力性に依存して、一般に輸入需要の弾力性が大きいほどその効果が大きい程度のことを述べているに過ぎない。そしてマーシャルのいう輸入需要の弾力性は、それが非弾力的という表現を用いている場合でも1以上の場合を仮定している。弾力性が1以下の場合、すなわちオファー曲線の勾配が負になる場合につい

ては殆んど触れていないのである⁸⁾。

マーシャルとともにオファー曲線の創始者の1人であるエッジワースは1894年の論文⁹⁾においてオファー曲線を用いて関税が課税国の経済的厚生に与える効果について明快な分析を行なっている。以下エッジワースの分析を紹介しよう。

エッジワースは両国の輸入需要の弾力性の異なる4つのサブケースについて図を描く。4つのサブケースとは次の如くである。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| I 両国とも弾力的 | III 課税国非弾力的, 非課税国弾力的 |
| II 課税国弾力的, 非課税国非弾力的 | IV 両国とも非弾力的 |

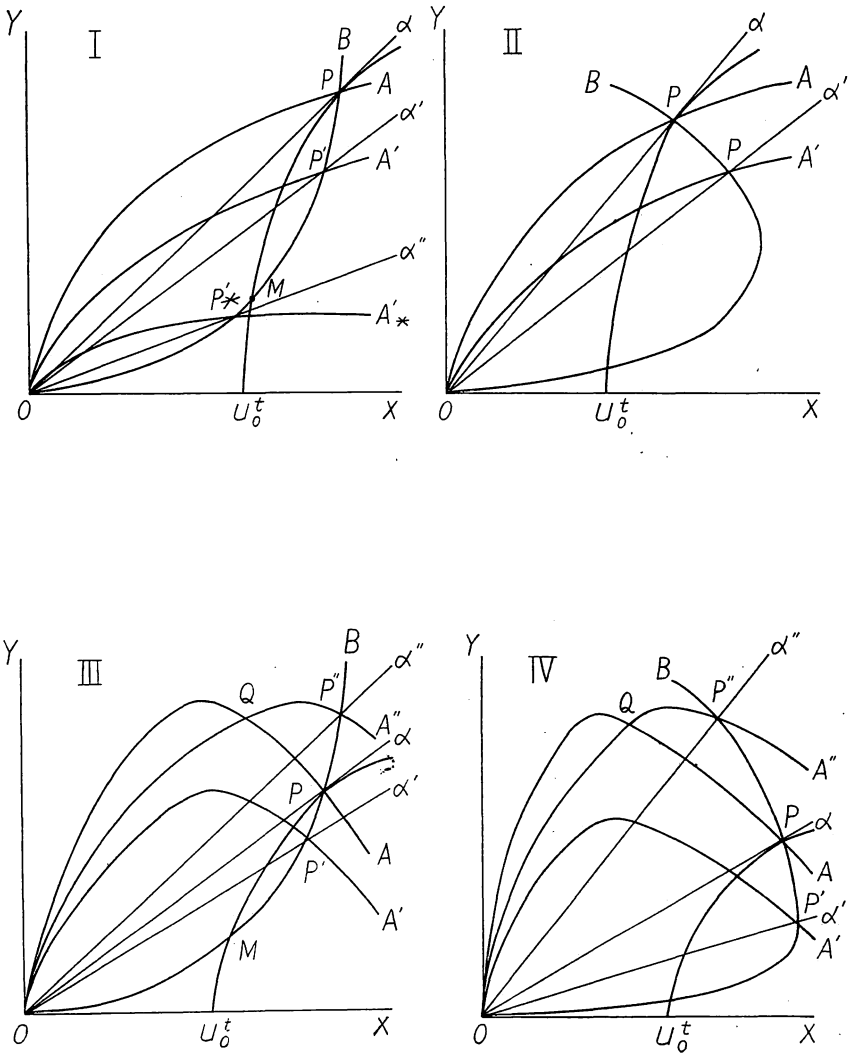
関税がオファー曲線をシフトさせ貿易均衡点を移動させることは前節で明らかにしたが、2国モデルにおいてそれは第6図の各図のように示される。 A 曲線が課税前のオファー曲線、 P がその場合の貿易均衡点である。ところでエッジワースによると、輸出関税と輸入関税とではI、IIのサブケースにおいては変らないが、III、IVのサブケースでは異り、輸出関税はオファー曲線を A' のようにシフトさせるが、

輸入関税はやや違った方法で A'' のようにシフトさせるという。次に第6図の各図に無差別曲線 U_1, U_2, \dots を導入する。厳密でないが、これをミード流の貿易無差別曲線と考えてもよいであろう。自由貿易のときの

	輸出関税	輸入関税
I	±	±
II	+	+
III	±	-
IV	+	-

貿易均衡点 P と関税設定後の貿易均衡点 P' あるいは P'' とを比較しどちらが上位の無差別曲線上にあるかを調べると上の表の結果がえられるであろう。表中+関税が課税国の厚生を高める場合、すなわち課税国にとって有利な場合で、-は関税が課税国の厚生を低下させる場合、すなわち課税国にとって不利な場合を示す。IあるいはIIIのサブケースでは±が見られるが、これは例えばIにおいては関税率が小さくてオファー曲線のシフトが A' であれば関税は課税国に有利であるが、関税率が高くてオファー曲線が A'_* のようにシフトすれば関税は課税国にとって不利となり、要するに両方の場合が生じることを示す。すなわち、課税後の均衡点が課税前の均衡点 P と同じ無差別曲線上にある M より上にあるか下にあるかにしたがって2つの場合が生じるのである¹⁰⁾。

エッジワースがIII、IVのサブケースで輸出関税と輸入関税ではオファー曲線のシフトの仕方が異ると考えたのは前節の結果からみて明らかに誤りであった¹¹⁾。実物交換を意味するオファー曲線においては輸出関税と輸入関税は同一に図示されるものであり、III、IVにおける A' と A'' との差異は輸出関税と輸入関税ではなく関税収入が輸出財部門と輸入財



第 6 圖

部門のどちらにより多く支出されるかの違いに過ぎない。この A' と A'' のどちらのシフトが正しいかを考察するために関税収入の支出に関して民間支出ケースと政府支出ケースの2つに分けることにしよう。民間支出ケースにおいてはオファー曲線のシフトは A' となるであろう。なぜなら、課税前のオファー曲線は貿易無差別曲線に関して価格消費線上の移動であり、課税後のオファー曲線は所得消費曲線上の移動であり、この種の図では、価格消費曲線は所得消費曲線の常に右上に存在しなければならないからである。したがって、民間支出ケースを仮定すれば関税が課税国の厚生に及ぼす効果はエッジワースの表の輸入関税の場合、図でいうと A' が A と交わらない場合が正しいことになる。

関税が交易条件に与える効果についてはエッジワースは述べていないが、第6図のI・IIIのサブケースでは関税は課税国の輸入を減少させII、IVのサブケースでは輸入を増加させるが、交易条件はいずれの場合とも必ず改善される。このように輸入需要が非弾力的な場合に拡張しても古典学派の交易条件命題は成り立つのである。しかし、エッジワースによると交易条件の改善イコール貿易利益の増加という関係は必ずしも見られない。第6図のI、IIIのサブケースに見られるように、関税率が余り高いと関税は反って課税国の経済的厚生を低下させる。それは関税による交易条件改善の利益よりも貿易量縮少の不利益が大きいためである。このように関税の設定はパレート最適からの逸脱であるから相手国にとって不利であることは勿論、課税国にとっても不利な場合が存するのである¹²⁾。

以上述べた関税が交易条件に与える効果についての伝統的な考え方は、更に掘り下げると次のような前提の上になっているものである。

(1) ある国が関税を課せば相手国も報復関税を課すことは一般的であるが、以上の場合は報復関税の効果を考慮していない。相手国が報復関税を課す場合については次稿の最適関税論で取扱われる。

(2) 以上は政府支出ケースを考慮していない。政府支出ケースにおいては関税が逆に課税国の輸入を増加させ、交易条件を悪化させるラーナー・ケースが生じるであろう。それは次項で述べられる。

(3) 以上の論題はオファー曲線が相互に1回しか交わらず、そして、その交点の均衡点が安定的であることが仮定されている。したがって、両国の輸入需要が非弾力的な場合でも需要の弾力性の和が1より小さい場合には成立せず、また規模の収穫が通増する場合には妥当しない。

ラーナー・ケース¹³⁾ 古典学派理論においては民間支出ケースを仮定し、関税は課税

$$\eta a < C_m$$

と求められる¹⁵⁾。これがラーナー・ケースの条件式である。この条件式から下級財を考慮に入れなければ $C_m \leq 1$ であるから、ラーナー・ケースは課税国の輸入需要が非弾力的な場合にのみ成立することが明らかであろう¹⁶⁾。

ラーナー・ケースは政府支出ケースを仮定しないと成立しないことは先に指摘した。しかし、ジョンソンは関税による所得再配分効果を導入すると、特定の条件の下では民間支出ケースにおいてもラーナー・ケースが生じることを明らかにした¹⁷⁾。第6図のⅢのサブケースにおいて Q を課税後の国内価格比率を示す点としよう。 $Q \rightarrow P$ は価格消費曲線上にあるから所得効果と代替効果を含むのに対し、 $Q \rightarrow P'$ は所得消費曲線上にあるから所得効果からなっている。通常 P は P' の右に位置しなければならない。 $Q \rightarrow P$ による輸入需要の増加は $Q \rightarrow P'$ による輸入需要の増加より代替効果分だけ多いからである。なお、関税分だけ国際価格は国内価格より安いのであるから代替効果はプラスである。しかしラーナー・ケースはその逆のことを要求する。そこでジョンソンは生産要素間に所得の再配分の行なわれることに注目する。関税の設定によって輸入財の国内相対価格が上昇すれば輸出財部門の生産減少と輸入競争財部門の生産増加が起り、したがって、輸出財部門に比較的によく使用される生産要素の相対的分前が低下するであろう。いま、この輸出財生産に集約的な生産要素が輸入財に相対的に強い選好を有するならば $Q \rightarrow P$ の所得効果は $Q \rightarrow P'$ の所得効果よりも大きい。しかし、その生産要素が逆に輸出財に相対的に強い選好を持つならば $Q \rightarrow P$ の所得効果は $Q \rightarrow P'$ の所得効果よりも小さいであろう。そしてこの所得効果の減少分が代替効果を凌駕するならばラーナー・ケースが成立する。したがって課税後の均衡点は P' ではなくて P'' となる。このような場合の条件は次のように示されるであろう。それぞれ輸入財で表わした $Q \rightarrow P'$ の所得効果を Cx 、 $Q \rightarrow P$ の再配分効果を含む所得効果を $C'x$ 、代替効果を λ とすれば、ラーナー・ケースは

$$Cx - C'x > \lambda$$

の場合に成立する。このように、民間支出ケースにおいても、ある生産要素がその要素集約財に相対的に強い選好を持つという特殊な仮定を導入すれば、ラーナー・ケースの可能性が存在するのである。

このようにラーナー・ケースの発見によって、関税は課税国の交易条件を改善させるといふ古典学派の考え方は修正されなければならなくなったのである。

(1) 戦前から戦争直後ぐらいの間の関税理論の展望が Metzler [18] によってなされて

- いて非常に有益である。関税理論のその後の発展はラーナー・ケースおよびメツラー、ケースといった関税がマイナスの効果を持つ場合をつけ加えたことにあるように思われる。
- (2) メツラーはその展望において次のように述べている「強調されるべき点は、関税と貿易からの利益との関係にかんする、古典理論と近時の議論とが継続しているということである。現代の経済学者は、近代価格理論を利用して、関税から得られる可能的な利益と損失とについて、一そう精細な論述を与え、また合理的関税政策への限界をおそらく従来よりも一層正確に示した。しかし彼らは、ミル、マーシャル、エッジワースおよびタウシグによつて展開された根本原理を変更をしなかった」 Metzler [18] p. 244 邦訳132ページ。
- (3) なお、ここでミル、マーシャル、エッジワースといった人々の関税理論を紹介するが、これらの人々はいずれも自由貿易の主張者であり、関税の効果について極めて懐疑的であったことはよく知られているところである。ここではこれらの人々の政策的な意図そのものを紹介するのではない。
- (4) ミル [21] 104ページ。これはミルの『経済学上の未決問題若干に関する論集』 *Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy* よりミル自身の引用である。
- (5) ミル [21] 108ページ。
- (6) Marshall [12] の編集者によれば、マーシャルのこの原稿が既に1875—77年に完成されていたことが彼の *Principles of Economics* の初版の序文の脚注に書かれているということである。
- (7) Marshall [13] Chap. VIII および Appen. J.
- (8) マーシャルは、ただし、相手国の輸入需要の弾力性が1より小さな場合について **Exceptional Demand Class** として挙げ、その場合は関税による利益が多く、損失が少ないことを指摘している。Marshall [13] p. 348.
- (9) Edgeworth [5] pp. 429—435.
- (10) エッジワースの貿易利益の分析についてはバイナーによる批判がある。Viner [24] pp. 576—582.
- (11) このエッジワースの誤謬は最初ラーナーによって指摘された。Lerner [11] pp. 123—133.
- (12) 最後に、ここでの論議の現在の開発途上国への適用について触れておきたい。一般

に開発途上国の輸出財は需要の弾力性の低い1次産品であり、輸入財は比較的弾力性の高い工業製品であるから、第6図のⅢのサブケースが妥当すると考えられるかもしれない。もしそうであるならばⅡのサブケースは関税政策の最も有利な場合であるから保護関税は低開発国にとって望ましい政策であることになるであろう。しかし、低開発国の中に強力な供給独占力を持つ国が少なく、殊に食料の場合はその供給国が多数存在していてその中にはアメリカ等の先進諸国もはいつていることから個々の国に関する限りオファー曲線モデルの適用は問題である。また、石油輸出国や特定の稀少生産物輸出国のような開発途上国は供給独占力を持つかもしれないが、最近の先進国における合成代替品の開発を考えるならば、その需要の弾力性が必ずしも小さいといえないであろう。かくて、この意味の関税政策は必ずしも有利とは云えず、寧ろ限定されたものになると思われる。Meier [17] pp. 118—119. 邦訳147—148ページ

- (13) Lerner [11] pp. 129—131. とくに Fig. 4, Fig. 5 についての説明による。
- (14) Johnson [7] pp. 215—242.
- (15) この条件式のもとと厳密な求め方については Baldwin [2] pp. 74—75. f.n., Johnson [7] p. 225. f.n. 参照。
- (16) ボールドウィン¹は下級財を考慮に入れると、課税国の輸入需要が弾力的な場合でも交易条件の悪化が見られること、すなわちラーナー・ケースの可能性を指摘した。すなわち輸出財が下級財であるならば $C_m > 1$ となり、 $\eta_a > 1$ であっても $C_m > \eta_a$ となる場合が存するからである。勿論この場合政府支出ケースが仮定されている。Baldwin [2] pp. 65—78.
- (17) H. G. Johnson [7] pp. 225—230. ただし、ラーナー・ケースの可能性についてはジョンソンはこのような説明も行なっているが、ジョンソンの考案になる所得分配曲線の応用として図によっても行なっている。そして後者の説明の方がジョンソンの論文の目的である。しかし、図から説明していくことは可成りのスペースを要求することであるから、ここでは省略した。

3. 関税と所得分配

ストルパー・サムエルソン定理 関税が1国全体の利益であるかどうかは別としても、1国内の特定の集団にとって利益であるかもしれない。この論議は「穀物法」論争以来よ

く知られていることである。そして現在、関税の交易条件効果の分析の系として、関税が所得分配に与える効果を論じたストルパー・サムエルソン定理¹⁾が存在する。ストルパー・サムエルソン定理とは「関税は課税国の稀少資源の価格を高め、その相対的分前を増加させる」という定理である。例えば、労働が資本あるいは土地に比べて稀少な国では輸入に関税を賦課することによって賃金率を引上げ労働の相対的分前を増加することができる。このことは国内の輸入競争財産業に有利な効果であるから、関税はまた稀少資源の相対価格を高めることによって輸入競争財を保護する効果をもつといえることができる。

このストルパー・サムエルソン定理はヘクシャー・オリーニ定理のたくみな応用であって、ヘクシャー・オリーニ定理の仮定をそのまま用いることによって証明される。その仮定の詳細についてはよく知られているからここでは省略する。いま、自国を資本豊富国、外国を労働豊富国とし、それぞれ資本集約財の時計と労働集約財の小麦を共に生産して欲しい。ヘクシャー・オリーニ定理に従えば、貿易の開始によって自国は時計を輸出して小麦を輸入する方向に特化が行なわれるであろう。ここで自国がその輸入財の小麦に関税を賦課するとして欲しい。関税は小麦の国内価格を課税前に比して引上げるから、小麦の国内生産を刺激するであろう。かくて、自国内の資本と労働は共に時計の生産から小麦の生産に移動し、自国において、小麦の生産は増加し、時計の生産は減少する。仮定によって小麦は労働集約財、時計は資本集約財であるから、資本労働の総量が一定である限り小麦の生産の増加と時計の生産の減少とは、両部門とも労働に比べて資本をより多く使用するような生産方法の採用を要求するであろう。換言すれば、両部門における資本労働比率はともに上昇するのである。次に、1生産要素の限界生産力は他の生産要素量を一定とすればその生産要素量の増加とともに減少するという限界生産力遞減の仮定と、実質表示の生産要素価格はその生産要素の限界生産力に等しいという生産要素需要の均衡条件とを想起しよう。これらのことから、両部門における資本労働比率の上昇はとりもなおさず労働の価格、すなわち実質賃金率の引上げを意味する。しかもこのことは時計あるいは小麦いずれの財で表わした賃金率についても成立するのである²⁾。ところで労働者の所得は賃金率と労働量との積であるから、労働量が一定である限り賃金率の上昇はまた労働の相対的分前の増大を意味する。かくて、ヘクシャー・オリーニ定理が妥当する仮定の下では資本が相対的に豊富な国は輸入に関税を課すことによって賃金率を上昇させ、労働の相対的分前を増加させることができる。このことは労働豊富国にとっても同様であって、要するに関税の設定は稀少資源、厳密にいうと輸入財の生産に集約財に用いられる生産要素の価格

を高め、その相対的分前を増加させるというのである。

ストルパー・サムエルソン定理はストルパー、サムエルソン自身が「一粒の真理」に過ぎず、「保護貿易主義者に何だ政治的武装を与えるものではない」³⁾と控え目な表現で結んでいるけれども、チープ・レーバーからの防衛という米国の伝統的貿易観に理論的根拠を与えたものとして意義を持つものである。

このストルパー・サムエルソン定理については次のような批判が存在している⁴⁾。

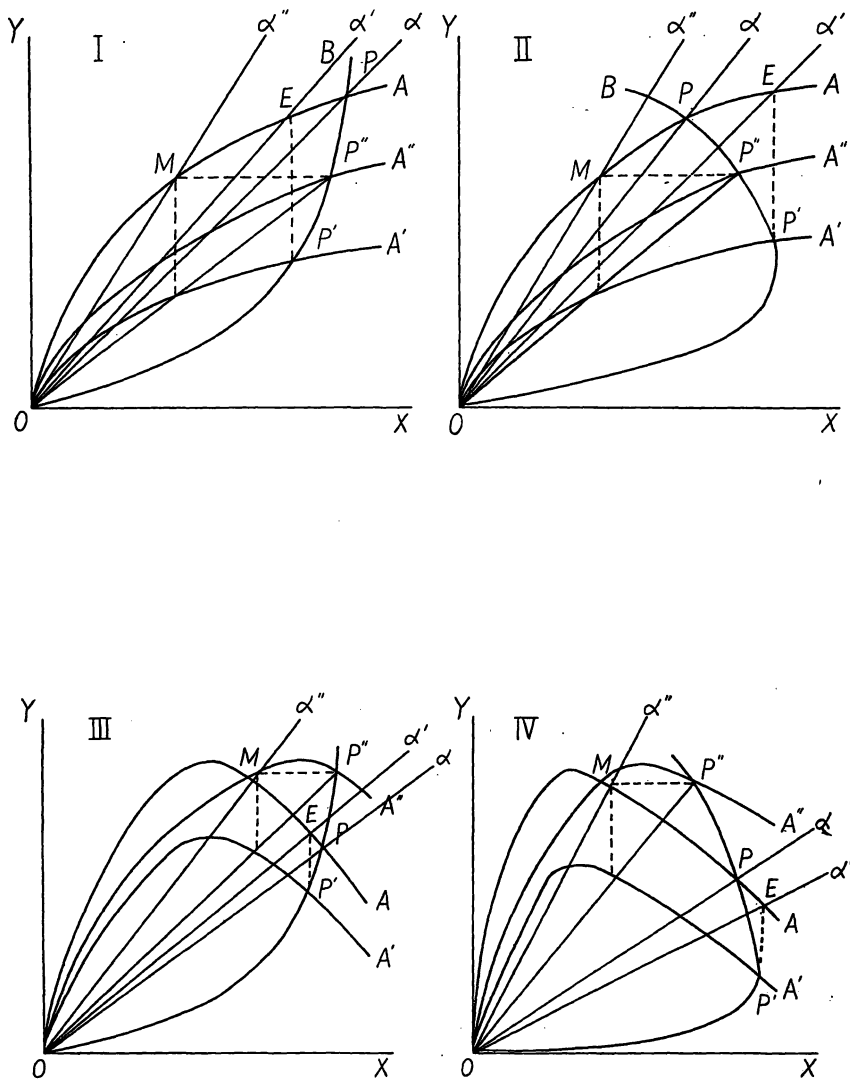
第1にストルパー・サムエルソン定理はヘクシャー・オリーン定理の仮定の満される場合に成立する定理であるから、ヘクシャー・オリーン定理に対する批判がそのまま適用されるであろう。したがって、両国において生産関数が異るとか、両財の要素集約性が逆転するとか、あるいは規模の経済が変化する場合には成立しない。この問題についてはここでは立入らない。

第2にヘクシャー・オリーン定理の仮定が満されても禁止的関税の場合はともかく、非禁止的関税の場合には必ずしも成立するとはいえない。後述するようにメッター・ケースにおいてはストルパー・サムエルソン定理は成立しないのである。

第3にストルパー・サムエルソン定理が成立しても、保護が全体としてのその国の厚生に有利であるかどうかは別の問題である。

メッター・ケース⁵⁾ 既に見たように、ストルパー・サムエルソン定理は関税が課税国の輸入財の国内相対価格を高めるという基本的な前提に依存している。メッターによれば関税はたしかに課税国の輸入財の国内価格を上げるであろうが、一方において課税国の交易条件を改善させ輸出財価格に比し輸入財価格を引下げるかもしれない。この2つの効果は相反する方向に働くものであるから、関税によって輸入財の国内相対価格が上昇するかどうかは一概にいえず、ストルパー・サムエルソン定理が成立するかどうかは必ずしもいえないのである。

そこで関税が課税国の輸入財の国内相対価格にどのような影響を与えるかを両国の輸入需要の弾力性の異なる4つのサブケースについて考察しよう。第8図のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳがそれぞれである。同様に、輸出財輸入財が下級財の場合は除外する。各図において α 線は課税前の交易条件（国際＝国内価格比率）、 α' 線は関税収入が総て輸出財に支出される場合の国内価格比率、そして α'' 線は同じ関税収入が総て輸入財に支出される場合の国内価格比率を表わし、いずれも輸入財の輸出財に対する価格比率である。したがって α 線の勾配が大きくなるほど輸入財の相対価格が上昇することを示す。さて、ストルパー・サムエルソン

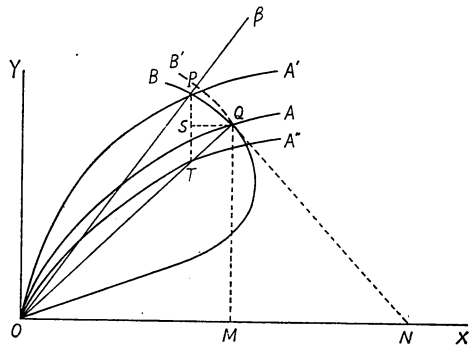


第 8 图

定理が成立するためには輸入財の国内相対価格が課税前より上昇することが必要であった。このことは第8図の各サブケースにおいて α' 、 α'' 線の勾配がいずれも α 線の勾配より大きいことを要求する。ところが I、III のサブケースにおいては確かにこのことが満たされるけれども、II、IV のサブケースでは必ずしも満たされない。すなわち、II、IV のサブケースでは α' 線の勾配は α 線の勾配より小さいのである。かくて、非課税国の輸入需要が非弾力的な場合は関税収入のうち輸出財に支出される割合が多くなるにつれて、課税後の輸入財の国内相対価格は逆に低下し、丁度ストールパー・サムエルソン定理と反対の事態が生じることが判明する。それは政府支出ケース民間支出ケースいずれを仮定しても勿論生じるであろう。このようなストールパー・サムエルソン定理の成立しない場合をメッター・ケースという。メッター・ケースにおいては関税は稀少資源保護、輸入競争産業保護にマイナスの効果を持つ。

第8図に貿易無差別曲線を導入すれば明らかなように、ストールパー・サムエルソン定理の成立する場合は関税は稀少資源やを保護することができるが、課税国の厚生を高めるとは必ずしもいえない。一方、メッター・ケースにおいては関税は稀少資源保護の効果を持たないけれども、常に課税国の厚生を高めることができる⁶⁾。

メッター・ケースの成立する条件は、先のラーナー・ケースと全く同様に次のように求められる。課税国輸入需要弾力的（IIのサブケース）を仮定し、課税後の国内価格比率が自由貿易時の交易条件に等しい、すなわち関税が国内価格比率に全然影響を与えないような場合を考えてみよう。第9図がそれで α 線は最初の交易条件でもあり、課税後の国内価格比率でもある。もし関税率が微小



第 9 図

であれば近似的に PQ は直線と見做して、3 角形 QMN と 3 角形 QPS 、また 3 角形 QOM と 3 角形 QST はそれぞれ合同となる。かくて

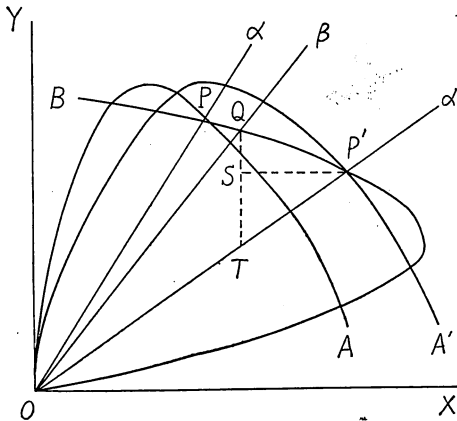
$$\frac{OM}{ON} = \frac{PS}{PT}$$

が成立する。 OM/ON は相手国の輸入需要の弾力性、 PS/PT は輸出財に対する限界支出

性向であるから、それぞれ ηb , Cx で表わすと上記の關係は $\eta b = Cx (= 1 - Cm)$ となる。これは関税が課税後の国内相対価格に全然影響を与えない臨界的な場合の条件式である。したがって、関税が輸入財の国内相対価格を低下させるメッター・ケースにおいては相手国のオPPERカーブが B' のように B より右に位置することが必要で、この条件式は図から容易に

$$\eta b \leq Cx$$

と求められるであろう⁷⁾。このメッター・ケースの条件式は前のラーナー・ケースの条件式と丁度対称的であることが注目される。かくてこの条件式からメッター・ケースが成立するためには相手国の輸入需要の弾力性が輸出財に対する限界支出性向より小さいことが必要である。輸出入財とも下級財でないことが仮定されていて、 $0 \leq Cx \leq 1$ であるので $\eta b \leq 1$ でなければならない。メッター・ケースが非課税国の輸入需要の非弾力的な場合にのみ成立することはこの式から逆に理解されるであろう^{8), 9)}。



第 10 図

最後に、メッター・ケースが成立し、かつその上に先のラーナー・ケースが成立する場合を考えよう。第10図の場合がそれであって α が自由貿易時の交易条件、 α' が開税賦課後の交易条件（国際価格比率）そして β がその場合の国内価格比率である。このようにメッター、ラーナー両ケースがともに成立する場合は関税は課税国の交易条件を悪化させ、経済的厚生を低下させ、また稀少資源の相対価格を低下させ、輸入競争

財に対してマイナスの保護効果をもたらす。ある意味では課税国にとって最悪の事態をひきおこすのである。そしてその条件は、ラーナー・ケースの条件 $\eta a \leq Cx$ と、メッター・ケースの条件 $\eta a < Cm$ がともに満たされる場合であるから、少くとも

$$\eta a + \eta b < Cx + Cm (= 1)$$

の条件が満たされなければならない¹⁰⁾。勿論これは必要条件であって充分条件ではない。ところでこの条件は明らかなようにマーシャル・ラーナーの安定条件の逆の場合、すなわ

ち不安定条件である。したがって、メッター・ケース、ラーナー・ケースがともに成立するためには第10図のように均衡点 P, P' が不安定の均衡点でなければならない。不安定的な均衡点の存在が必ずしも非現実的ではないということを念のために指摘しておこう¹¹⁾。

(1) Stolper-Samuelson [23]

(2) このことの証明についてストルパー・サムエルソンは一節を充てているが、ここでは省略する。Stolper-Samuelson [23] pp. 345—346.

(3) Stolper-Samuelson [23] p. 357.

(4) ストルパー・サムエルソン定理に対する批判としては、Metzler [19] [20], Meade [16] Chap. XV III（ミードはストルパー・サムエルソン定理という名称を使っていないが同じ問題を取扱っている。）Lancaster [10], Bhagwati [3] このバグワティのものはストルパー・サムエルソン定理にかんする諸種の批判を整理したもので最も包括的である。

(5) Metzler [19] [20] による。ただし [20] は [19] の補充である。紹介として木村 [8] pp. 114—124. なおメッター・ケースという命名はラーナー・ケースと同様ジョンソンの論文による。Johnson [7] pp. 230—232.

(6) このことはバグワティによって指摘された。Bhagwati [3] pp. 744—746.

(7) この条件式のもとと厳密な求め方については Metzler [19] pp. 17—18.

(8) メッターはメッター・ケースを見出すことによって1929年のオーストラリア関税委員会の報告を次のように批判する。それはこの問題の現在の開発途上国への適用に関連することになるので簡単に触れておきたい。その報告によれば、オーストラリアは土地豊富国であるから土地集約財である農作物畜産物（小麦・羊毛等）に比較優位を持つ。そして労働集約財である工業品は輸入商品である。したがって、関税を引下げることは稀小資源である労働の実質賃金の低下をひき起すという。しかし、われわれのえた結果は必ずしもそうではないのであって、小麦羊毛等は需要弾力性の極めて低い商品であるから、メッター・ケースの必要条件が満たされる場合であり、関税の引下げは輸入財の国内価格を高めて、反って労働の実質賃金を引上げる可能性すら存在するのである。勿論このようなモデルを現実に単純に適用することは問題があるであろう。労働集約財・資本集約財といっても要素数が3つ以上になると容易に定義し難い。また関税賦課の効果と関税引下げの効果とは対称的でないかもしれない。しかし、メッター・ケースは1次産品輸出の開発途上国の関税問題について1つの興味あ

る示唆を与えるといえよう。Metzler [19] p. 21.

(9) メッラー・ケースは更にクーによって課税輸入財、非課税輸入財および輸出財の3財2国モデルに拡張されて、どこまで妥当するかが分析されている Koo [9], 紹介として同じく木村 [8] 124—131ページ。また、メッラーに対する批判としては McDougal [14] がある。

(10) この条件については Johnson [7] p. 231, f.n. 参照。

(11) 本文で求めたラーナー・ケースの条件メッラー・ケースの条件はそれぞれ断つたように図から求めた近似式であった。図による方法では限界がある。天野 [1], Bhagwati-Johnson [4], Metzler [20], および Mosak [22] 等によりもっと一般的な条件が求められている。ただし、Mosak [22] は異種である。最後に、Metzler [20] に従って政府支出ケースと民間支出ケースとに分けラーナー・ケースとメッラー・ケースの条件を求めてみよう。ただしここでいう民間支出ケースは本文におけるそれと全く同じではない。消費者需要の均衡条件は満たされていないからである。

符号	Ma	A 国の民間輸入量
	Mb	B 国の民間輸入量
	t	A 国の関税率
	P	A 国の輸入財の国際価格比率 ($1/P$ B 国の輸入財の国際価格比率)
	$\pi = (1+t)P$..	A 国の輸入財の国内価格比率
	$C'm$	A 国政府の輸入財に対する限界支出性向
	Cm	A 国民間の輸入財に対する限界支出性向
	$C'x = 1 - C'm$..	A 国政府の輸出財に対する限界支出性向
	$Cx = 1 - Cm$..	A 国民間の輸出財に対する限界支出性向

(i) 政府支出ケース

この場合、両国の輸入額の均等式は次のように表わされる。

$$(1 + C'm)Ma \{(1+t)P\} = \frac{1}{P} Mb \left(\frac{1}{P}\right)$$

これを t に関して微分して整理すれば

$$\frac{dP}{dt} = \frac{P}{(1+t)\Delta} \left\{ \frac{C'm(1+t)}{1+C'mt} - \eta a \right\}, \quad \Delta = \eta a + \eta b - 1 \quad \dots\dots(1)$$

となり、安定条件が満たされる限りは関税が交易条件を悪化させるためには次の条件が満たされなければならない。

$$\eta a < \frac{C'm(1+t)}{1+C'mt} \dots\dots \quad (\text{ラーナー・ケース})$$

また $\pi = (1+t)P$ を用いると(1)は

$$\frac{d(1+t)P}{dt} = \frac{P}{\Delta} \left\{ \frac{C'm(1+t)}{1+C'mt} + \eta b - 1 \right\} = \frac{P}{\Delta} \left\{ \eta b - \frac{C'x}{1+(1-C'x)t} \right\} \dots\dots(2)$$

となる。かくて関税によって輸入財の国内価格が上昇しないためには次の条件が必要である。

$$\eta b \leq \frac{C'x}{1+(1-C'x)t} \dots\dots \quad (\text{メッラー・ケース})$$

(ii) 民間支出ケース

民間支出ケースにおいては、A国の総輸入量 Ma^* は民間輸入量 Ma と関税収入の再配分による民間輸入量 Ma' の和である。ところで Ma' は関税収入 tMa^* に民間の輸入財に対する支出性向を掛けたものであるが、その場合買う価格は国内価格であるから数量単位に直すには $(1+t)$ で除しておく必要がある。かくて

$$Ma^* = Ma + Ma' = Ma + \frac{Cm t Ma^*}{(1+t)}$$

$$\therefore Ma^* = \left\{ \frac{1+t}{1+(1-Cm)t} \right\} Ma$$

が得られる。この場合 $Ma^* = Mb$ であるから、先の場合と同様に両国の輸入額の均等式は次のように表わされる。

$$\frac{1+t}{1+(1-Cm)t} Ma \{(1+t)P\} = \frac{1}{P} Mb \left(\frac{1}{P} \right)$$

この式を t に関して微分して整理すると

$$\frac{dP}{dt} = \frac{P}{(1+t)\Delta} \left\{ \frac{Cm}{1+(1-Cm)t} - \eta a \right\} \dots\dots(3)$$

となり、関税が交易条件を悪化させるためには

$$\eta a < \frac{Cm}{1+(1-Cm)t} \dots\dots \quad (\text{ラーナー・ケース})$$

が必要で、同様に

$$\frac{d(1+t)P}{dt} = \frac{\pi}{\Delta} \left\{ \frac{Cm}{1+(1-Cm)t} + \eta b - 1 \right\} = \left\{ \eta b - \frac{Cx(1+t)}{1+Cxt} \right\} \dots\dots(4)$$

がえられ、輸入財の国内相対価格が上昇しないためには、

$$\eta b \leq \frac{Cx(1+t)}{1+Cxt} \dots\dots \quad (\text{メッラー・ケース})$$

が必要である。かくて、本文で示したラーナー・ケースの条件 $\eta a < Cm$ 、メッラ

一・ケースの条件 $\eta b \leq Cx$ は政府支出ケースと民間支出ケースとで少し違って
 くる。しかし、関税率 t が低い限り、これらの条件は本文で示した条件とそれ程
 変わらないことは明らかであろう。なお民間支出ケースに関して類似の条件は天野
 [1] 59ページ。Bhagwati [3] pp. 746—7 で求められている。

文 献

- [1] 天野明弘『貿易と成長の理論』1964年、有斐閣
- [2] R. E. Baldwin, "The Effect of Tariffs on International and Domestic Prices," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXXIV (Feb. 1960), pp. 65—78.
- [3] J. N. Bhagwati, "Protection, Real Wages and Real Incomes," *Economic Journal*, Vol. LXIX (Dec. 1959), pp. 733—748.
- [4] J. N. Bhagwati and H. G. Johnson, "A Generalized Theory of the Effects of Tariffs on the Terms of Trade," *Oxford Economic Papers* (N. S.), Vol. XIII (Oct. 1961), pp. 225—253.
- [5] F. Y. Edgeworth, "The Theory of International Values III," *Economic Journal*, Vol. IV (Sept. 1894), pp. 424—442. reprinted in his *Papers Relating to Political Economy*, II, 1925.
- [6] H. G. Johnson, "International Trade, Income Distribution, and the Offer Curve," *Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol. XXVII (Sept. 1959), pp. 241—260.
- [7] H. G. Johnson, "Income Distribution, the Offer Curve, and the Effects of Tariffs," *Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol. XXVIII (Sept. 1960), pp. 215—241.
- [8] 木村保重『貿易と分配』1963年 千倉書房
- [9] A. Y. C. Koo, "Duty and Non-Duty Imports and Income Distribution," *American Economic Review*, Vol. XLIII (Mar. 1953), pp. 51—75.
- [10] K. Lancaster, "Protection and Real Wages : A Restatement," *Economic Journal*, Vol. LXVII (June 1957) pp. 199—210.
- [11] A. P. Lerner, "The Symmetry of between Import and Export Taxes," *Economica*, (N. S.), Vol. III (Aug. 1939), pp. 306—313. reprinted in his *Essays in*

Economic Analysis, 1953, London, MacMillan, pp. 123—133.

- [12] A. Marshall, "The Pure Theory of Foreign Trade," in *Series of Scarce Tracts in Economics and Political Science* No. 1, 1949, The London School of Economics and Political Science,
- [13] A. Marshall, *Money Credit and Commerce*, 1923, MacMillan, London.
- [14] I. A. MacDougal, "Tariffs, Protection and the Terms of Trade," *Economic Record*, Vol. XXXVII (Mar. 1961), pp. 73—81.
- [15] J. E. Meade, *A Geometry of International Trade*, 1952, Allen and Unwin, London.
- [16] J. E. Meade, *Trade and Welfare : Mathematical Supplement*, 1955, Oxford University Press.
- [17] G. M. Meier, *International Trade and Development*, 1963, Harper, N. Y. and Evanston, 麻田四郎 山宮不二人訳『国際貿易と経済発展』1966年 ダイヤモンド社
- [18] L. A. Metzler, "The Theory of International Trade," in *A Survey of Contemporary Economics* ed. by H. S. Ellis 1949, Blakiston, Philadelphia, pp. 210—254. 小島清訳「国際貿易の理論」都留重人監修『現代経済学の展望理論篇Ⅰ』1951年 岩波書店所収
- [19] L. A. Metzler, "Tariffs, the Terms of Trade, and the Distribution of National Income," *Journal of Political Economy*, Vol. LVIII (Feb. 1949), pp. 1—29.
- [20] L. A. Metzler, "Tariffs, International Demand, and Domestic Prices," *Journal of Political Economy*, Vol. LVIII (Aug. 1949), pp. 345—351.
- [21] J. S. ミル著 戸田正雄訳『経済学原理(5)』1939年 春秋社
- [22] J. L. Mosak, *General Equilibrium Theory in International Trade*, 1944, Principia Press, Bloomington.
- [23] W. F. Stolper and P. A. Samuelson, "Protection and Real Wages," *Review of Economic Studies*, Vol. IX (Nov. 1941), pp. 58—73. reprinted in *Readings in the Theory of International Trade*. ed. by H. S. Ellis and L. A. Metzler, 1953, Allen and Unwin, London, pp. 333—357.
- [24] J. Viner, *Studies in the Theory of International Trade*, 1966 (1955) Allen and Unwin, London.

- [25] 山本繁綽「保護貿易理論にかんする若干の覚書」關西大学『經濟論集』第16卷第2号（1966年6月）61—89ページ。

（付記）小稿は H. G. ジョンソン教授の講義に示唆される所大きく、同教授ならびに山沢逸平氏に感謝申し上げる。もとより小稿がなお含んでいるであろう誤謬と考察の不徹底はすべて筆者の責に帰すものである。